遺伝子技術法の改正

ドイツ・フライブルク大学 ライナー・ヴァール

戸 波 江 二訳

改正の大綱的諸条件

2 不確実性という条件の下での立法 制定法と執行——執行密度

ヨーロッパ法での立法の統一と加盟国でのさまざま

3

5 ヨーロッパ法の基準

促進および位置の議論と行政目的の多様性

現行遺伝子技術法の基本決定と評価

2 遺伝子技術による改変有機体のための独自の法体系 遺伝子技術法の規制範囲

3 行政庁のコントロールの方式

四つの安全段階

6 「プロセスアプローチと生産物アプローチ」

7

5 活動と施設の関連性

研究の分野への新しい強力な介入

遺伝子技術法の改正

III 遺伝子技術法の改正による変更

2 法律の二重の性格

閉鎖システム内での遺伝子技術作業についてのコン システム内での修正と重要な潜在的危険への集中

トロールシステムの変更

3

5 野外放出 研究領域と営業活動との区別

ΙV 結論

四〇七

Ⅰ 改正の大綱的諸条件

1 不確実性という条件の下での立法

争われています。この絶え間ない批判をみると、遺伝子技術 かなりの対立がありましたが、その後も批判が絶えませんで 均衡を保つという基本的に正しい中間的立場を守っているこ 明らかなことは、この法律が、まさに二つのまったく異なる ますし、実際にもそうなっています。ともかく、まず第一に あるようにもみえます。鋭い批判は誤解をまねくことがあり がなされたことは遺伝子技術法がうまくいかなかった証拠で 法は消極的に評価されているようにみえますし、また、改正 子技術批判者・環境団体という対立の立場の双方から激しく した。この法律は、一方では経営者・研究者、他方では遺伝 に改正されました。すでに遺伝子技術法の制定過程において 求は通常の立法の経過とはまったく異なったものであること (Bedingungen der Ungewißheit) の下では、 とです。さらに、一部は仮定としてのみ論じられる新たな危 立場から批判されているが故に、避けられない摩擦のなかで 一九九〇年に成立したドイツ遺伝子技術法は、 |顧慮されなければならないという不確実性の条件| 即時改正の要 一九九三年

> あり、それは例外ではありません。 あり、それは例外ではありません。 あり、それは例外ではありません。ですから、経験に応じて がで注意深く配慮された立法を通じて対応することができ、 がで注意深く配慮された立法を通じて対応することができ、 がで注意深く配慮された立法を通じて対応することができ、 あり、それは例外ではありません。

ります。

の後に少しずつ変更されていくことにな安全基準を定め、その後に少しずつ変更されていくことにな発展の経過は、最初は実験的で将来に備えた立法がまず高い国際的にも、また、まさにパイオニア国アメリカでも、法の国際的にも、また、まさにパイオニア国アメリカでも、法の国際的にも、また、は個子技術法というまだ新しい分野では、そして実際に、遺伝子技術法というまだ新しい分野では、

ばなりません。ですから、遺伝子技術法の改正は、比較的短されてはならず、もちろん広汎な国際的経験を考慮しなけれれ、評価されることです。この必要な学習は国家レベルでなのなかに――すでに体系的に学習過程が組み込まれることでのなかに――すでに体系的に学習過程が組み込まれることでか強化するかという原理的に相反する方向へ向かうことになか強化するかという原理的に相反する方向へ向かうことにない強化するかという原理的に相反する方向へ向かうことにない強化するがある。

に野外放出にあてはまります。と多くの経験に関係することになります。このことは、とく期の、数的に限られた国家法の執行ばかりでなく、他国のずっ

2 法律と執行——執行密度

体的な要求が批判されているのです。行政法学の一般的見解 独自の重要な影響ファクターとなります。遺伝子技術法に対 行、つまり、形式的手続での行政組織による法規定の適用が、 ては、法の規定が法による統制の全プロセスの一部でしかな 実現されるかを決定します。行政による規範の実施において、 行は、本来意図されていた目的設定のうちどの程度が実際に 行によってはじめて決定されるということです。つまり、執 によって確認されているのは、法律の事実上の統制機能は執 ています。つまり、認可書類、表示義務、手続期間等への具 する批判の大部分は、個別的に分析すれば、執行に向けられ いことが指摘され、確認されています。そこでは、本来の執 らも不可欠です。他の法律とは異なり、遺伝子技術法におい がしばしば非難される執行欠如(Vollzugsdefizit)の状態で り、ほんのわずかしか執行されないこともありえます。これ な形態をとります。その際に、かなりの規律要求は挫折した 法律の規律要求(Regelungsanspruch)ははじめてその具体的 執行 (Vollzug) において経験から学ぶことは、 他の理由か

的な評価は役立たず、たいていは党派的利益と結びついていめな評価は役立たず、たいていは党派的利益と結びついていることもおこりえます。これが高すぎる執行密度 (Vollzugs-dichte)、つまり執行の過剰 (Übermaβ am Vollzug)であり、それは、逆の場合と同様に、意図された規制目的をそこなうことになります。いずれの場合も、執行欠如または執行過剰になされ、全体としてあまりにも多く管理されま。また逆に、執行にあたって執行方法を通じて、法律の規す。また逆に、執行にあたって執行方法を通じて、法律の規

さまざまな執行 3 ヨーロッパ法での立法の統一と加盟国での

ます。

ぜなら、行政手法、行政文化、さらに管理の強さは、個々の で進行し、一部ではその差異はきわめて大きくなります。な で進行し、一部ではその差異はきわめて大きくなります。 に、遺伝子技術法もまたヨーロッパ共同体(EG, Euro pâische Gemeinschaft)の定めによって強く規制されます が、ここでは二つのEG指令が関係します。EG内の法の同 が、ここでは二つのEG指令が関係します。EG内の法の同 が、ここでは二つのEG指令が関係します。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。他の多くの分野と おいてとくに重要な意味をもっています。

正保田盟国の間でまさに異なっているからです。他方、組織、 「記」。このように、EG加盟国における生ける法ないし執行 は一一そして、それはきわめて異なっているのですが―――、 には一一そして、それはきわめて異なっているのですが―――、 には一一そして、それはきわめて異なっているのですが―――、 (記)。このように、医G加盟国における生ける法ないし執行 はでは、参様性は、極端な執行欠如から執行過剰まで及び はでは、多様性は、極端な執行欠如から執行過剰まで及び はでは、多様性は、極端な執行にあります。遺伝子技術 との原因はまず第一に異なった執行にあります。遺伝子技術 との原因はまず第一に異なったものですが一一、

4 促進および位置の議論と行政目的の多様性

保全要求の範囲、あるいは高い労働賃金などによって、現在保全要求の範囲、あるいは高い労働賃金などによって、現在の下にあります。遺伝子技術のコントロール制度には、凸レンズのなかのように、現在の法政策的動向が集まっており、ンズのなかのように、現在の法政策的動向が集まっており、ンズのなかのように、現在の法政策的動向が集まっており、シスのなかのように、現在の法政策的動向が集まっており、からの首における企業の投資決定にとってドイツが位置として関策争における企業の投資決定にとってドイツが位置として関策のでは、位置の議論も一般のジャーナリズムや政治論争では優勢です。いわゆる位置の議論で問題となっています。現在の法のでは、国体的な法政策の環境を要求の範囲、あるいは高い労働賃金などによって、現在の下にあります。

伝子技術規制について」が明白に物語っています。 も新しい研究論文の表題「位置の危険性―ドイツにおける遺あることは、Graf Vitzhum と Geddert-Steinacher の最あることは、Graf Vitzhum と Geddert-Steinacher の最をめぐる努力や論争の核心にあるのが遺伝子技術法の改正でないことになるのではないか、ということです。位置の議論の操業所がドイツを去り、新しい操業所がドイツに設けられの操業所がドイツを去り、新しい操業所がドイツに設けられ

この三つの主要な利益方向を平等かつ適切に配慮することが 犠牲にした促進はできないし、またすることは許されません。 考慮し、適切に調整しなければなりません。これらの利益を の保護利益や、安全性や十分な環境の保護という一般利益を 営者の利益だけでなく、経営者と基本的には同等の付近住民 す。そこには目的と価値をめぐる重大な争いがあります。 ます。問題は、促進または規制の緩和のみが直線的に叫ば 語気を強めていることのうちに、 を避けるということです。 法律学にとってここから明らかになる決定的な要請と要求 まさにそれこそが、これらの多面的な要求の下にあるのです。 求められています。遺伝子技術法とその改正もまた、 立法と行政には、基本的に多面的な国家への委託をみたし、 るほど単純ではありません。関連する問題はもちろん複雑で しかし、促進と位置の議論は、 目的設定と利益の多様性を出発点に置き、 その一面性があらわれてい すでに一つの目的設定 一面的な立場

委員会の抗議文書を受け取りました。他の国では規定の国内 法律に規定し直されているわけではありません。国際競争に が生じます。一方では、基準となる法規定は、すべての国で ツ遺伝子技術法ととてもよく似た保護概念に基づいているの ドイツ政府の改正法草案もこのことを強調しています。しか(⑴ きず、むしろEG指令の優先を尊重しなければなりません。 ちろん発せられたEG指令とあからさまに矛盾することはで 法化がなされていないとしても、ドイツの(改正)立法はも(ધ) EG指令とほぼ同時に遺伝子技術法を成立させたドイツは、 されず、ましてや執行の統一性はいうに及びません。他方で、 さらされている物質にとって重要な規定の統一は、なお達成 わけ、優先するEG法です。ここからまったく矛盾する領域 測できません。控え目な判断がなされそうです。 がブリュッセルで成功にあずかるかどうかは、今のところ予 してできません。EG指令の改正をめぐるドイツ政府の努力 で、改正の余地はもともと相対的に限られています。したがっ 一四の点でドイツ法がEG法とは相いれないと判定するEG 国の立法の大綱的条件および重要な限界となるのは、 体系を変更するような改革は、ヨーロッパ法の理由から ヨーロッパ法の基準 (europäische Vorgaben) は、ドイ とり

II 現行遺伝子技術法の基本決定と評価

合には、まず法律の基本決定を概観してみることが必要です。 従来の遺伝子技術法が適切であったか否かを問題とする場

遺伝子技術法の規制範囲

れます。遺伝子技術法のような法律が成立するずっと以前か れる研究促進はすべて、政府の研究プログラムを通じて行わ 予算審議の議論においてです。その他に、あらかじめ決定さ の枠内のみであり、そして主として財政政策について考える 技術の促進や技術結果の評価は、この法律の対象ではありま 規律し、取り扱ってきたわけではとうていありません。研究・ ことでもありません。遺伝子技術に対する最初の承認は、 法一条ばかりではなく、 律の二つの目的のうちの一つとしてうたっている遺伝子技術 承認する旨を明言したのは、遺伝子技術の発展の可能性を法 動してきました。その限りで、遺伝子技術を基本的に法的に されるずっと以前から、国はすでに研究助成という方法で活 ら、そして、遺伝子技術計画の認可のための行政手続が実施 せん。それらの問題が議会の関心を喚起するのは、予算立法 遺伝子技術法は、遺伝子技術の分野のすべての国家活動を また、時間的にも同条が最初という

のプログラムによる研究の振興と発展にあったのです。

して各人の購買決定に委ねられています。改変生産物を市場 認可の際の個別事例において決定されるのではなく、 伝子技術による改変食品を社会が求めるかどうかは、 ません。遺伝子技術による改変生産物を、そして何よりも遺 らしても環境法一般においても、認可の留保の任務ではあり のコントロールによって決定することは、遺伝子技術法にて Erwünschtheit)の問題です。生産物の望ましさの問題を国家 nisch veranderte Produkte)の社会的な望ましさ(soziale 置の外にあるのが、遺伝子技術による改変生産物(gentech-については最終的にはまだ決定されていません。 在の草案は、表示義務を定めていません。しかし、この問題 はとり入れられないようです。いずれにせよ、この規則の現 規則 (Novel-Food-Verordnung) には、このような表示義務 この問題に関する将来のEGの規定であるいわゆる新種食品 生産物の表示が重要な意味をもつことになります。しかし、 らされていることです。したがって、遺伝子技術による改変 くに遺伝子技術による改変食品を入手しているかどうかを知 ろん、消費者や購買者が、遺伝子技術による改変生産物、と の決定に適合させるしくみを機能させるための前提は、もち 遺伝子技術法の規制のしくみととくにそのコントロール装 原則と 施設の

2 遺伝子技術による改変有機体のための独自の法体系

意義の点で過少評価できない重要な考え方が示されていま 法規定がそのつど独立した法律ないし独自の指令のなかに置 は、遺伝子技術の方法そのものから生じる特殊遺伝子技術上 化されることになります。この考え方における決定的な推定 regime)とりわけ特別のコントロール装置が要求され、 況のために、独立した法体系 (eigenständiges Rechts-に生まれたのではない――改変有機体を扱っているという状 ります。しかし、これによれば、遺伝子技術による―――自然 遺伝子技術による改変有機体そのものを扱うあらゆる作業 す。すなわち、遺伝子技術法(およびEG指令)の根底には、 えるかも知れません。しかし、規律の場所の問題には、その かれていることは、さしあたりどうでもよいことのようにみ(ミメ) 危険でないかということではなく、遺伝子技術による改変有 伝子技術法制の下での標準的な区別基準は、有機体が危険か の危険が存在する、ということです。この見方によれば、 機体か「普通の(normal)」有機体かの区別です。 (処理)は特別の注意と規律を必要とする、という仮定があ ドイツ法およびEG法において遺伝子技術に関する特別

このような仮説については、当然ながら議論が必要です。

あり、 別のコントロールを必要とする、というものです。決定的な ではエイズ=レトロビールス)の扱いに慣れていること、こ 子技術による改変物質ではない)病原物質(ビールス、最近 があること、他にも研究者や企業の応用者が数十年来(遺伝 なく安全を保ってきている日常的手続 (Routineverfahren) なされます。 とくに、この仮定に対する疑問として、 区分基準は、この第二の考え方では、危険か危険でないかで の発病性その他の明確な危険性を帯びている有機体のみが特 うが、すべての遺伝子技術による改変有機体ではなく、特別 考え方は、とりわけアメリカや今後スイスでとられるでしょ と、という指摘です。ドイツの考え方と対立するもう一方の れらにおいて何らの重大な事故や問題も起こっていないこ 自然の有機体か遺伝子技術による改変有機体かではあ すなわち、この間ずっと危険を生じさせること 以下のような指摘が

の留保は、法技術的にドイツの遺伝子技術法の独立した規律四条、二一条)。この独自の遺伝子技術の認可・コントロール課せられていることです(遺伝子技術法六条三項、八条、一のコントロール手続と特別の義務(とくに表示・報告義務)がと、すべての野外放出と交換とに対して、原則として行政庁と、すべての野外放出と交換とに対して、原則として行政庁法伝予技術施設でのすべての遺伝子技術作業(閉鎖システム)法技術的にみて、ドイツの考え方がとくに現れているのは、法技術的にみて、ドイツの考え方がとくに現れているのは、

こうような虫目うちゃそうえ処領域と法領域を構成しています。

コントロールの方式に関係します。によれば、後者の問題はまず第二の重大な根本決定、つまり問題とは区別されなければなりません。遺伝子技術法の体系このような独自の法体系の根拠と、コントロールの強度の

3 行政庁のコントロールの方式

認の決定があってはじめて(コントロール許可と例外的認可 は、申立人にとって重要な問題が考慮されます。つまり、 laubnis))を経て、例外的承認(Ausnahmebewilligung)(例外 migung) (事前のコントロール許可) (präventive Kontroller に始まり、登録(Anmeldung)と伝統的な許可 (Geneh-ントロールが一般に用いられます。すなわち、届出(Anzeige) ロールには、段階的に強化される四つの方式(Typen)のコ コントロール技術のうちの二つを定めています。 可とを区別しています。それによって、法は、四つの可能な の場合)なのか、 つから申立人は活動を始めることができるのか、 わるというものです。各段階を区別するにあたって、一方で を留保した禁止 (Verbot mit Ausnahmevorbehalt)) に終 遺伝子技術法は、さまざまな遺伝子技術作業を――もちろ -同じ強さのコントロールの下に置かず、届出と事前許 一定の期間の後 (登録の場合) 開設コント なのか、 すぐ(届出

りません。

とする国の宣言はありません。とする国の宣言はありません。 (22)の場合)なのか、という諸点です。これに対して、届出にはりますが、最後にはともかく一定の投資・存続保護をもたらりますが、最後にはともかく一定の投資・存続保護をもたらりますが、最後にはともかく一定の投資・存続保護をもたらのような保護はなく、活動が許容された適法なものであるこのような保護はなく、活動が許容された適法なものであるこの場合)なのか、という諸点です。もう一方では、コントローの場合)なのか、という諸点です。もう一方では、コントローの場合)なのか、という諸点です。もう一方では、コントロー

領域を認めています。 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、 この四つの方式の行政庁のコントロールを背景にして、

4 四つの安全段階

ました。この区分は、各作業の危険の程度に応じてなされま段階(vier Sicherheitsstufen)に分けるという区分を導入しドイツ法は、国際的範例と基本的に一致して、四つの安全

本の現在、安全段階1のすべての作業は届出のみとすることがの現在、安全段階1のすべての作業は届出のみとすることがの現在、安全段階1のすべての作業には施設許可が必要とされるとともに、また、許可付与の実体的要件も高められます。るとともに、また、許可付与の実体的要件も高められます。るとともに、また、許可付与の実体的要件も高められます。るとともに、また、許可付与の実体的要件も高められます。るとともに、また、許可付与の実体的要件も高められます。その理論議のなかで、この安全段階の体系内での簡素化と緩和改正論議のなかで、この安全段階の体系内での簡素化と緩和改正論が必要になります。のまり、遺伝子技術作業において、危険がないか、少しす。つまり、遺伝子技術作業において、危険がないか、少しず。つまり、遺伝子技術作業において、危険がないか、少しず。つまり、遺伝子技術作業において、危険がないか、少しずでは、

5 活動と施設の関連性

が、これによってさらに別の規制と許可の問題が生じます。 ど業活動の場合にはしばしば広い施設のなかで行われます を、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われ、 で、このような活動は、もちろんある部屋のなかで行われます。です は、注ばい前提としている特殊遺伝子技術上の危険は、遺伝子 行政庁の手に委ねているからです。 行政庁の手に委ねているからです。 ですの規定は、ただ一つの手続を定め、決定をただ一つのドイツの規定は、施設に対して別の手続で許可が与えられなければならないのです。施設と活動のみが規律されている場合でおいて、遺伝子技術法で活動のみが規律されている場合ではならないのです。施設と活動の関連性(Anlagen-undばならないのです。施設と活動の関連性(Anlagen-undがならないのです。施設と活動の関連性(Anlagen-undがならないのです。施設と活動の関連性(Anlagen-undがならないのです。施設と活動の関連性(Anlagen-undがならないのです。施設の安全性の要求が付加されるのです。ですの、実験室や施設の安全性の要求が付加されるのです。

6 「プロセス・アプローチと生産物アプローチ」

されているのが、とくにアメリカで「プロセス・アプローチ法の規制に組み込むべきか、という問題です。その背後に隠るいは、とくに化学的危険のために発展してきた既存の環境の手続(Verfahren)と生産物(Produkte)を、全体としほぼ先決している基本問題が登場します。それは、遺伝子技ほぼ先決している基本問題が登場します。それは、遺伝子技ほぼ先決している基本問題が登場します。それは、遺伝子技ほぼ先決している基本問題が登場します。それは、遺伝子技はがく日本の規制と――としておそら国際的な比較、とくにアメリカの規能と――そしておそら国際的な比較、とくにアメリカの規能と――そしておそら

ても、 ならば、コントロールは生産物に向けられます。後者の考え 蔽されているか、また、活動が改変有機体を環境へと放出す れ、そして遺伝子技術による改変有機体とのあらゆる接触が す。ありうべき危険が製造プロセスに関する場合には、 と関係する際の危険は、製造プロセスないし製造技術にお 論争として議論されている問題であり、それは、遺伝子技術 か生産物アプローチか」(process or product approach) 業が行われる施設は、別々のコントロールには服さないこと たがって、これによれば、遺伝子技術作業そのものとその作 生産物の危険性と結びついて、危険でない生産物をコント 規制の出発点には、とくにアメリカでとられてきたように、 の生産物が遺伝子技術による改変有機体から成るかまたはそ 険が製造された生産物について推定される場合には、もしそ るか、放出すべきかは問題になりません。これに対して、危 コントロール体制に服します。その際に、活動が実験室で遮 イツ法やEG法のように――コントロールは活動に向けら の遺伝子技術にも適合している、という仮定があります。 ロールの外に置くという伝統的な安全コントロールは、 すべて、特別なコントロールを必要としません。このような 方によれば、危険な生産物をつくらない遺伝子技術の活動は れを含むとともに、その有機体が危険なものと格づけされる 製造された生産物においても推定されるということで

「と思っています。 では、見渡すことのできない複合的規制に至りました。つまでは、見渡すことのできない複合的規制に至りました。つまでは、見渡すことのできない複合的規制に至りました。つまでは、見渡すことのできない複合的規制に至りました。つまでは、見渡すことのできない複合的規制に至りました。つまでは、見渡すことのできない複合的規制に至りました。つまなった観点と結びつくことになります。この結果、アメリカの行き方では、遺伝子技術の全規制が異統一的構想からなされるのではなく、さまざまの規制が異統一的構想からなされるのではなく、さまざまの規制が異なった観点と話がつくことになります。

7 研究の分野への新しい強力な介入

遺伝子技術法によって、はじめてではないにせよ、強めら 遺伝子技術法によって、はじめてではないにせよ、強めら さに達しています。

しかし、これは偶然ではなく、まさにこの分野での研究の

性も必要になります。

事後に公開を必要とすることに示されるような、特別な柔軟制するか、という別の問題と学ぶべき分野が当然残ります。はありません。研究の特殊性はとりわけ、研究活動のかなりはありません。研究の特殊性はとりわけ、研究活動のかなりはありません。研究の特殊性はとりわけ、研究活動のかなり限定された計画可能性から生じます。既知のことがらの限界限でされた計画可能性から生じます。既知のことがらの限界限でされた計画可能性から生じます。既知のことがらの限界にコンドロールを受ける対象がしばしば変化すること、また、されてはどのような方法でこの問題領域を適切に規しても、それではどのような方法でこの問題領域を適切に規しても、それではどのような方法でこの問題領域を適切に規しても、それではどのような方法でこの問題領域を適切に規しても、それではどのような方法でよりであると、特別な柔軟を関するから、

Ⅲ 遺伝子技術法の改正による変更

1 法律の二重の性格

展・利用の目的に優先することには争いはありません。そこ ツとヨーロッパの立法の―――是認する価値のある―― るという立場を見つけなければなりません。ところで、ドイ そのため、改正にあたって問題となったのは、促進や位置の 遺伝子技術の促進に向けられた規制の実施は排除されます。 で、二つの立法目的と保護目的の優位とによって、一方的に の際に、遺伝子技術法一条一項の保護目的が、一条二項の発 用を可能にするという二つの目的設定を追求しています。そ 危険からの保護を保障し、他方では、遺伝子工学の発展と利 でした。つまり、遺伝子技術法は、一方では、遺伝子技術の 定によれば、遺伝子技術は全面禁止に適した対象ではありま 危険審査のすんだ領域での妨げられない行動可能性を保障す と同じように、遺伝子技術法は、多面的な利益対立のなかで、 議論の観点ばかりではありえませんでした。すべての環境法 方では十分な保護と配慮を、他方では危険がないかまたは (Doppelcharakter) を維持することでなければなりません 遺伝子技術法とその改正の基本方針は、 法律の二重の性格 基本決

まりにも単線的に優位に立っている、という危険がとくにみせん。これらに基づけば、改正論議は、基本的反対の視点かせん。これらに基づけば、改正論議は、基本的反対の視点をは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。現在優勢な促進と位置の議論の徴候の下とは許されません。

2 システム内での修正と重要な潜在的危険への集中

られます。

行密度、とりわけ数のうえで圧倒的に多い、二つの低い安全批判は執行に集中していました。そこでは、あまりも高い執指示を与える優先するEG指令と対立するからです。さらに、んでした。なぜなら、規制緩和は、ドイツの法改正に与している限りで、そのことは懸案の改正の対象とはなりえませている限りで、そのことは懸案の改正の対象とはなりえませてがいる。

れなく、手続の簡素化が可能になりました。らの批判は正当でした。そこで、安全基準を犠牲にするおそ険のないことがしばしば証明されていることからして、これて、とくに安全段階1の領域では作業がくり返し行われ、危段階(S1とS2)の領域でのそれが批判されました。そし段階(S1とS2)の領域でのそれが批判されました。そし

そこで、改正では、システムの修正も基本的構想の変更も そこで、改正では、システムの修正も基本的構想の変更も ような、誤った印象を与えてはなりません。

決定な議論に委ねられなければなりません。 地定な議論に委ねられなければなりません。 大定な議論に委ねられなければなりません。現在のEG指令の枠内にある変更のみが可ではありません。現在のEG指令の枠内にある変更のみが可ではありません。現在のEG指令の枠内にある変更のみが可いません。現在のEG指令の枠内にある変更のみが可いません。 上述の大綱的条件にてらせば、遺伝子技術法の改正による上述の大綱的条件にてらせば、遺伝子技術法の改正による

コントロールシステムの変更 3 閉鎖システム内での遺伝子技術作業についての

号およびⅧ号によって、期間の徒過は行政庁が承認したもの た。すなわち、一方では、申立人は、登録の規律制度に沿っ テム指令と衝突しました。いずれにせよ、改正では、 たは行政庁による事前の明確な承認を要求しているEGシス とになります。しかし、この提言は、このような待機期間ま 施を届け出なければならないが、直ちに活動を開始できるこ 録手続を届出手続に代えるという要求です。この要求によれ 限界にぶつかりました。つまり、たとえば待機義務のある登 とになりました。しかし、他の改正の提言は即座にEG法の は、したがって営業目的の作業でも、登録手続だけでよいこ 法の規定では、今後すべての安全段階1の遺伝子技術作業で 動をよりよく分類することになります。そこで、たとえば新 コントロールシステムと安全段階システムの内部で個々の活 細分化されたコントロールシステムそのものは変えないが、 ては二ヵ月後に作業を開始できます。遺伝子技術法一二条Ⅶ て、待機期間を遵守しなければならず、三カ月、場合によっ が認める活動余地が、手続促進のために存分に利用されまし 法技術的には、システム内での修正という原則によれば、 申立人は、経済ないし研究のために遺伝子技術作業の実 EG法

局、この措置によって、厳格な待機期間はゆるめられました。一ヵ月の期間の経過後に決定すべきこととされています。結とみなされます。他方、行政庁は、即座に、または遅くとも

個別的には、改正によって、登録・許可手続が安全段階1個別的には、改正によって、登録・許可手続が安全段階1をされました。以くつかの箇所で、および2で(約一ヵ月)短縮されました。つまり、通常作業(つ改不法は正しい執行原則を立てました。つまり、通常作業(つ改不法は正しい執行原則を立てました。つまり、通常作業(つ改不法は正しい執行原則を立てました。つまり、通常作業(つ改不法は正しい執行原則を立てました。いくつかの箇所で、および2で(約一ヵ月)短縮されました。いくつかの箇所で、および2で(約一ヵ月)短縮されているの関与義務が放棄され、それによって手続が安全段階1個別的には、改正によって、登録・許可手続が安全段階1

三条によれば、公開聴聞の実施は「それが当を得たもの」と公開聴聞手続の要件がはずされました。EGシステム指令して、営業目的の作業については、これまで安全段階2~4とって、安全段階2の営業目的の遺伝子技術施設の認可ではして、営業目的の作業については、これまで安全段階2~4という限りで特別扱いされています。これに対研究目的の遺伝子技術作業は、これまで通り、聴聞手続を経研究目的の遺伝子技術作業は、これまで通り、聴聞手続を経研究目的の遺伝子技術作業は、これまで通り、聴聞手続を経研究目的の遺伝子技術作業は、これが当を得たもの」と

観点からは問題にはなりません。来の公衆参加の規定をごのように変更したことはEG指令のみなされる限りで各加盟国の任意にまかされているので、従

研究領域と営業活動との区別

研究目的の遺伝子技術作業(gentechnische Arbeiten zu 研究目的の遺伝子技術作業(gentechnische Arbeiten)に対比して特点で、営業上の作業(gewerbliche Arbeiten)に対比して特点で、営業上の作業(gewerbliche Arbeiten)に対比して特別扱いを受けています。研究目的の作業には、公開の聴聞手制扱いを受けています。研究目的の作業には、公開の聴聞手別のドイツ遺伝子技術法の関連規定を解釈するにあたって、今ドイツ遺伝子技術法の関連規定を解釈するにあたって、今日のドイツ法の状況に特有の興味深い問題が生じます。すなわち、ドイツ法は、しばしばそしてほとんどいつも、もはやわち、ドイツ法は、しばしばそしてほとんどいつも、もはやわち、ドイツ法は、しばしばそしてほとんどいつも、もはやわち、ドイツ法は、しばしばそしている。

にあり、つまり、研究目的の作業を何らかのかたちで特徴づでの関連で重要なのは、規範の照準は「小規模」ということ業的もしくは非商業的目的の作業」と定義しています。ここ目的の作業、または、小規模な (in kleinem Maßstab) 非産目的の作業、または、小規模な (in kleinem Maßstab) 非産出発点は、遺伝子技術作業」を「教育、研究、または発展出発点は、遺伝子技術法三条五号の文言です。この文言は、出発点は、遺伝子技術法三条五号の文言です。この文言は、

の意味での研究の領域からはずれることになります。の意味での研究の領域からはずれることになります。とがいわゆる非産業的もしくは非商業的目的にのみ妥当するとがいわゆる非産業的もしくは非商業的目的にのみ妥当するとがいわゆる非産業的もしくは非商業的目的にのみ妥当するとです。それでは、「小規模な」という文言は何にかかるのでしょうか。文全体にかかるのでしょうか、あるいは後段のみとです。それでは、「小規模な作業であると考えられているこけているのは量的に小規模な作業であると考えられているこ

して、一般原則によれば、ドイツ法はEG法に適合するようい、一般原則によれば、ドイツ法はEG法に適合するように対し、他方で、優先するEG指令があり、それによれば、い規模とは「たとえば一〇リットルの培養量」という表現でか規模とは「たとえば一〇リットルの培養量」という表現ではお具体的にいい換えられており、それが一般に妥当するとなお具体的にいい換えられており、それが一般に妥当さされています。EG指令の支配的な解釈によれば、このEGされています。EG指令の支配的な解釈によれば、このEGされています。EG指令の支配的な解釈によれば、このEGされています。EG指令の表別で衝突が生じているのです。それによれば、が規模な作業に限定して、一般原則によれば、ドイツ法はEG法に適合するようして、一般原則によれば、ドイツ法はEG法に適合するようして、一般原則によれば、ドイツ法の重要な適用範囲について、解釈問題が実際にきわめて重要です。ドイツして、一般原則によれば、ドイツ法はEG法に適合するように対して、一般原則によれば、ドイツ法の直要な適用を対して、解釈問題が実際にきわめて重要です。ドイツの立法者の意思は、およいに対しない。

に解釈されなければなりません。ドイツ法の適用の際に生じ

りません。 ち解釈上の疑念は、EG指令の改正に努力しなければなりません。 だイツの法改正の立法者もまた、このようなヨーロッパ法のは、国家法に対するEG指令の意味を明瞭に示しています。 ドイツの法改正の立法者もまた、このようなヨーロッパ法の 優位を尊重しなければなりません。ドイツ政府がこの結論を 優位を尊重しなければなりません。ドイツ政府がこの結論を 不適切と考えるならば、EG法との矛盾が生じないようにして解

5野外放出

ば、それが目的にかないます。 は、それが目的にかないます。 では、これにこれらの規律がつくられ発せられるのであれいでは、しなければなりません。しかし、これは法規命令と行政規則を正法もこの点については言及していません。しかし、改正のレベルの課題であり、法律レベルの課題ではありません。しなければなりません。しかし、これは法規命令と行政規則を訴述するとすれば、個々のステップ・バイ・ステップの過と構造化についての詳しい規定が発せられる場合のみで

極的にではなく影響するかどうかは、なお結果が待たれます。を明ってはなく影響するかどうかは、なお結果が待たれます。な限りで(遺伝子技術法一四条Ⅳ項)行われます。重要なのは、聴聞手続の規律に関する変更です。将来は、野外放出手は、聴聞手続の規律に関する変更です。将来は、野外放出手は、聴聞手続のおめの基礎をつくり出しました。この簡素化された従来の長い審議期間もなくなり、関係人および公衆は文書には、聴聞手続のための基礎をつくり出しました。この簡素化された近来の長い審議期間もなくなり、関係人および公衆は文書には、聴聞手続のための基礎をつくり出しました。この簡素化された手続のための基礎をつくり出しました。

IV 結論

遺伝子技術法の改正は、ヨーロッパ法の優位の範囲内で、

遺伝子技術法の改正

現在すでに手続の一層の簡素化を図ることができます。 (雪) かし、現行の法律規定の範囲でも、執行にあっては、調を行いました。より進んだ規制緩和の意図は、ヨーロッパ確な刺激を与えています。これによって、改正法は正しい強確な刺激を与えています。これによって、改正法は正しい強確な刺激を与えています。これによって、改正法は正しい強いに護基準は変更されず、改革によって害されませんでした。歓迎されるべき手続の軽減化をもたらしました。法律の実体

注

- (1) 一九九三年一二月一六日の遺伝子技術法の第一改正法。BGBII, 2059. これに関する最近の論稿として、Simon/Weyer, Die Novellierung des Gentechnikgesetzes, NJW 1994, 759. および、Graf Vitzthum, Zur Gentechniknovelle 1993, Zeitschrift für Gesetzebung (ZG) 1993, S. 236 ff.
- (2) 制定過程の評価をめぐる対立につらて、Lukes, Der Entwurf eines Gesetzes zurRegelung von Fragen der Gentechnik, DVBI 1990, S. 273; Winter, Entfesselungskunst. Eine Kritik des Gentechnik-Gesetzes, Kritische Justiz (KJ) 1991, S. 20; GrafVitzthum/Geddert-Steinacher, Standortgefahrdung. Zur Gentechnik-Regelung in Deutschland, 1992, S. 29 f.
- (3) 詳細について最近の論稿として、Graf Vitzthum/Geddert-Steinacher (FN 2), S. 13 ff. ("Phasen, Themen und Forender Gentechnikdebatte").

- (せ) いらせはいるい神・伝記' Murswiek, Die Bewältigung der wissenschaftlichen und technischen Entwicklungen im Verwaltungsrecht, VVDStRL 48 (1989), S. 207, S.211 ff.; Nicklisch, Rechtsfragen der modernen Bio- und Gentechnologie, Betriebsberater (BB) 1989, S. 1 ff.; Ladeur, Rechtliche Steuerung der Freisetzung von gentechnologisch manupulierten Organismen. Ein Exempel für die Entscheidung unter Ungewißheitsbedingungen, Natur und Recht (NuR) 1987, S. 60 ff.; Wahl, Forschungs- und Anwendungskontrolle technischen Fortschritts als Staatsaufgabe? -dargestellt am Beispiel der Gentechnik, in: Gentechnikrecht und Umwelt, Umwelt- und Technikrecht (UTR) Bd. 14 (1991), S. 7 ff. (8 f., 20 ff.).
- (い) 一九七大年に施行された、 Graf Vitzthum/Geddert-Steinacher (FN 1993, S. 1-22; Graf Vitzthum/Geddert-Steinacher (FN 1994, S. 1994

- 2), S. 13 ff.
- (の) いの点を揺縮するるのとして、Graf Vitzthum/Geddert-Steinacher (FN 2), S. 17 ff.
- (〜) 斑の亜蜓川鱂名 NK といっている (Sozial-staates, Die Verwaltung Bd. 13 (1980), S.273, 276 ff.
- (∞) 森に父母の証曜じっこいの補格的対策として、Winter, Das Vollzugsdefizit im Wasserrecht, 1978; Mayntz, Vollzugsprobleme der Umweltpolitik, 1978; Ule/Laubinger, Gutachten B für den 52. Deutschen Juristentag, 1978, S. 15 ff.; 略点のかの コント、Lübbe Wolff, Vollzugsprobleme der Umweltverwaltung, Natur und Recht (NuR) 1993, S. 217 ff. mit weiteren Nachweisen.
- る包括的な行政比較が、緊要に埋めるべき欠損となっている。 、諸国の間の行政法を超える行政文化や行政形態の違いを対象とす (2) 遺伝子技術法ばかりでなく、行政法一般でも、個々のヨーロッ (2) 遺伝子技術法ばかりでなく、行政法一般でも、個々のヨーロッ 所保のようない。 自々のヨーロッ 大九○年一一月二六日の委員会指令(Siepte Einzelrichtliuie im Sinue vou Art'16 Aps'1 det Bichtliuie 89/391/EMC) (90/629/EMC-Amtsplatt Nr. L 117/12 vom 8. Wai 1990)。より広い意味で決定的なのは、作業による改変有機体の環境への意図的放出に関する一九九○年四月二三日の委員会指令・「九九○年四月二三日の委員会指令・「入テム指令(90/519/6)閉鎖システム内の遺伝子技術による改変有機体の使用に関する。 別別の方式を行いるの違んで支統による改変有機体の使用に関する。 別別の方式を行いるの違伝子技術による改変有機体の使用に関する。 別別の方式を行いる。 別別の方式を行いるの違伝子技術による改変有機体の使用に関する。 別別の方式を行いる。 別別の方式を行いる方式を行いる。 図述の方式を行いる。 図述している。 の述している。 の述しいる。 の述しいる。 の述しいる。 の述しないる。 の述しる。 の述しる。 の述しまる。 の述しまる。 の述しる。 の述しる。 の述しる。 の述しまる。 の述しまる。 の述しまる。 の述しまる。 の述しないる。 の述しないる。 の述しないる。 の

- (江) 詳細な注の付された包括的な議論として、Bullinger, Beschleunigte Genehmigungsverfahren für eilbedürftige Vorhaben, 1991; ders., Verwaltung im Rhythmus von Wirtschaft und Gesellschaft, JZ 1991, S. 53 ff; ders., Aktuelle Probleme des deutschen Verwaltungsverfahrensrechts, DVBI 1992, S. 1463; Brohm, Beschleunigung der Verwaltungsverfahren, NVwZ 1991, S. 1025; Wahl, Neues Verfahrensrecht für Planfeststellung und Anlagengenehmigung Vereinheitlichung des Verwaltungsverfahrens oder bereichsspezifische Sonderordnung?, in: Blumel/Pitschas (Hrsg.), Reform des Verwaltungsverfahrensrechts, 1994, S. 115 ff.
- (2) FN 2.
- (13) 後者は略して、環境国家問題と呼ぶことができる。環境国家の(13) 後者は略して、環境国家問題と呼ぶことができる。環境国家の
- て、別々になされている。は、まさに社会的に争われている遺伝子技術と核技術の領域においは、まさに社会的に争われている遺伝子技術と核技術の領域における執行こでも中央の立法と各ラントの執行があり、各ラントにおける執行とでも中央の立法と各ラントの執行があり、各方は、別々になされている。こ(44)これに対応する問題が構造的にドイツ連邦国家に存在する。こ
- 解は、同じく、S. 172. | Steinacher (FN 2), S.169 ff. 大規模研究施設研究会の否定的見をは、同じく、S. 172.
- (16) 各国での国内法化についての概観として、Wahl, Gentechnikcht, Losenblattausgabe, 1994, Einleitung vor § 1 GentG, Rdnr.

(三) Begründung des Entwurfs S. 2, 4 f.

- はなゝ。 術のために、常に独自の法律が制定されるべきであるということで施するために、独自の遺伝子技術法の制定は放棄された。新しい技の国民投票によって新たに憲法に採用された新連邦憲法二四条を実(18) スイスの法政策的考慮は異なっている。一九九二年五月一七日
- (19)固有の法体系が必ずしも特別または強度の開設コントロール(この)固有の法体系が必ずしも特別または強度の開設コントロールの四段階について、後述Ⅱ3およびⅢ2参れに関してコントロールの四段階について、後述Ⅱ3およびⅢ2参に、資料を準備することでありうる。
- (20) この点に対する科学組織の団体である大規模研究施設研究会(20) この点に対する科学組織の団体である大規模研究施設研究会ということが国内・国外の科学的議論で承認されている。こからということが国内・国外の科学的議論で承認されている。ことであるとの推定に向けられている。「これに対して、遺伝子技術実験の危険性は、製造生物(Ausgangsorganismen)の発病可能性から決定されるのであって、遺伝子技術作業を相自体からではない、ら決定されるのであって、遺伝子技術作業を潜在危険に応じて別々に扱う要求されることは、遺伝子技術作業を潜在危険に応じて別々に扱うということが国内・国外の科学的議論で承認されている。ことがある。」なお、S. 177をみよ。
- を、計画確定その他類似の認可手続とは別に、「法規定において定めwõrterbuch des Umweltrechts (HdUR) I, 2. Auflage 1994 (im Erscheinen). 環境法 (UGB)草案は、五〇条で、開設コントロールので、また、Wahl, Art. "Erlaubnis", in: Hand-

- いたとこれ。 を受け、 Allgemeiner Teil, 1990, 59, 255, 264.
- は妨げられてはいない。 停帯が不適法であると判明した場合に、禁止の結論を導き出すこと(2)行政庁は、届出に対して直ちに対応しなかったとしても、後に、
- (33) これについては、後述田2
- (対) これに対して、EG法は二つの段階しか定めていない。
- は簡素化された。改正の詳細については、田3参照。可が必要であった。改正によって、その限りで、営業活動での手続められていた。これに対して、安全段階1の営業活動については許(5) 法改正前は、登録義務は研究目的の安全段階1の作業にのみ認
- (%) FN 9.
- (気) ハミビ ೧ ことせ、Winter/Mahro/Ginzky (FN 5), S. 11 ff.; Brocks/Pohlmann/Senft, Gentechnikgesetz, S. 28 ff.
- (窓) いの結果はいことだ、Winter/Mahro/Ginzky (FN 5), S. 27 ff.
- (窓) ハ紀を批算するゆのとして、Winter/Mahro/Ginzky (FN 5), S. 27.
- (窓) いる騒撃シンピ′ Vgl., Winter/Mahro/Ginzky (FN 5), S. 32 ff.
- (別) たとえば、疫病法および動物疫療法上の規定がある(§§19 ff.
- (窓) < Eser Sart A Sar

- 1987, S. 925.
- (\mathfrak{Z}) Hirsch/Schmidt-Didczuhn, GentG, 1992, §1 Rdnr. 9; Führ, Das bundesdeutsche Gentechnikgesetz. Anpassungsbedarf an die Richtlinien, DVBl 1991, 559, 563; Herdegen, in: Eberbach/Lange, Gentechnikrecht, Losenblattkommentar, § 1 Rdnr. 25 (mwN); vgl., auch Amtliche Begründung zum Entwurf des GentechnikG. BT-Drs. 11/5622, S. 22.
- (常) いればアンケー上物画体の提編である。 Enquete-Kommission "Chancen und Risiken der Gentechnologie", Bericht in: BT-Drs. 10/6775, z.B. S. 282.
- (S) 安全段階1の遺伝子技術作業をすべて行政庁のコントロールかの 安全段階 1、S. 237.
- もそうである。Graf Vitzthum (FN 1), S. 238 からの引用。 (第) 中央諸間専門委員会 (遺伝子技術法四条による Zentrale
- 合には、登録申請後九○日ないし所轄行政庁の承認以前に開始するは、閉鎖システム内での応用は、所轄行政庁の反対の指示のない場なわち、遺伝子技術による改変微生物グループ1の応用にあたっての施設での最初の応用にあたっては、以下のことが妥当する。すを含む届出を行わなければならない。」 同一一条四項「八条の意味作業開始前に所轄行政庁に、少なくとも付則VAで引用された情報よる改変徴生物が閉鎖システム内で応用される場合には、応用者は(別) EGシステム指令八条「特定の施設ではじめて、遺伝子技術に

ことができる」

- 登録期間が妥当する。 ように、制裁はない。この場合、期間の徒過を承認とみなす前述のように、制裁はない。この場合、期間の徒過を承認とみなす前述の(38) 行政庁が期間を徒過した場合でも、環境法では通常そうである
- る計画は別である。(39)連邦インミッション法の規定によって聴聞手続が要求されてい
- 照。世論参加の問題について詳しくは、Winter/Mahro/Ginzky(40) 野外放出の際の聴聞手続に関する変更については、後述Ⅲ5参

う。

(FN 5), S. 58 f.

- (4) Hirsch/Schmidt-Didczuhn, Gentechnikgesetz-Kommentar, 1991,§ 1 Rdnr. 36 ff. und 40 f. mit weiteren Nachweisen; Knoche, Der Begriff der "Forschung" im Gentechnikrecht, NVwZ 1991, S. 964/965 f.
- (2) Fuchs/Rapsch, Die Richtlinien der Europäischen Gemeinschaft zur Gentechnik-Antrieb oder Hemmnis für die Wissenschaft?, Natur und Recht (NuR) 1991, S. 401/405 f.; Koch/Ibelgaufts, Gentechnikgesetz, Losenblattkommentar, § 3 Rdnr. 209; Jarass, Vorgaben des Europäischen Gentechnikrechts, NuR 1991, S. 49/53 f.
- 改正法の内容に配慮して講演の際の草稿を手直しされ、新たに書き (Rainer Wahl)教授が一九九三年九月三〇日に上智大学において、 ドイツ憲法判例研究会主催の講演会で行った講演を翻訳したもので ドイツ憲法判例研究会主催の講演会で行った講演を翻訳したもので が明らかにされたが、翻訳文の冒頭と正前のドイツの議論と問題状況 ある。講演では、遺伝子技術法の改正前のドイツの議論と問題状況 が明らかにされたが、翻訳文の冒頭と正に、遺伝 が明らかにされたが、翻訳文の冒頭と正に、遺伝 が明らかにされたが、翻訳文の冒頭と正に に、遺伝 というに、遺伝 というに、遺伝 というに、遺伝 というに、遺伝 というに、遺伝 というに、遺伝

る問題点を詳細に分析しており、きわめて価値のあるものといえよは、ドイツでの最新の議論を紹介し、遺伝子技術の法的統制をめぐツの議論を参考にすることの意義は大きい。ヴァール教授の本講演う立法もなされている。同様の問題が生起している日本でも、ドイツの遺伝子技術を始めとする先端科学技術の統制に関する論議が盛んに行われるようになってから久しい。遺伝子技術法議が盛んに行われるようになってから久しい。遺伝子技術法議が盛んに行われるようになって、本翻訳は新草稿を訳出した。